

別表第 2（第 10 条関係）

1 日中一時支援事業の 1 回あたりの利用単価

利用時間 区分	4 時間以下	4 時間を超え 8 時間以下	8 時間超
区分 3	940 円	1,880 円	2,820 円
区分 2	1,590 円	3,180 円	4,770 円
区分 1	1,770 円	3,550 円	5,320 円
医療機関 (療養介護対象者)	4,860 円	9,720 円	14,570 円

2 日中一時支援事業（タイムケア）の 1 回あたりの利用単価

利用時間 区分	4 時間以下	4 時間を超え 8 時間以下	8 時間超
区分 3	1,120 円	2,250 円	3,380 円
区分 2	1,900 円	3,810 円	5,720 円
区分 1	2,120 円	4,260 円	6,380 円

3 日中一時支援事業区分

区分	程度
区分 1	食事、排せつ、入浴及び移動のうち、三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分 2	食事、排せつ、入浴及び移動のうち、三以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度、行動障害を有する程度又はこれらに準ずる程度
区分 3	区分 1 及び区分 2 に該当しない程度

備考 日中一時支援事業（タイムケア含む）の 2 時間未満の利用については、保護者就労のための利用に限るものとする。また、令第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる支給決定障害者等の利用者以外に対し食事を提供したときは、食事加算として 1 日 1 回を限度として 420 円を加算できるものとする。